

～一関労働基準監督署からのお知らせ（10月号）～

1. 令和7年8月末現在における労働災害発生状況について

休業4日以上之死傷災害 98件（前年と比較して+14件、+16.7%）
うち、死亡 1件（ ” + 1件）

当署管内の令和7年8月末現在における死傷災害は98件で、**前年同期の84件と比較して+14件+16.7%と増加**しています。また、死亡災害も1件発生しています。

業種別では、製造業31件(前年同期比+8件、+34.8%)、保険衛生業15件(同+3件+25.0%)、建設業11件(同-5件、-31.3%)、運輸交通業10件(前年同期比+2件、+25.0%) 商業9件(同-2件、-22.2%)、となっています。

事故の型別では、「転倒」37件(前年同期比+18件)、「墜落・転落」23件(同+4件)、「挟まれ・巻き込まれ」7件(同+3件)同数で「動作の反動・無理な動作」7件(同-2件)等となっています。

労働災害、特に同種災害が繰り返し発生している状況が続いています。毎度のお願いになりますが災害防止に必要な最も基本的な事項「不安全行動はしない、させない」・「不安全状態は放置しない、させない」の確認及び履行の徹底をお願いします。



2. 法令等の改正について

令和7年5月14日に労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(以下「改正法」といいます。)が公布されましたことを紹介しましたが、今月は化学物質による健康障害防止等の仕組みの整備のうち作業環境測定関係について説明します。

従来から作業環境測定は、有害な業務を行う屋内作業場その他の場所で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録しておかなければならないことになっています。

今回の改正では、作業環境測定の対象が拡大されます。概要は以下のとおりとなります。

- ・「個人ばく露測定」とは、作業環境測定のうち、作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を把握するために行うものをいい、作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析(解析を含みます)を作業環境測定に位置づけられることになりました。

- ・健康障害の防止のための措置等を講じる場合

健康障害の防止のための措置等を講ずる場合であって厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定を行わなければならないこととされ、また、通知対象物質等による危険性又は有害性等の調査を行うに当たり、必要に応じて作業環境測定を行うこととされました。併せてこれらの場合における作業環境測定は、作業環境測定基準に従って行わなければならないこととなります。

上記の作業環境測定を行うときは、その使用する作業環境測定士にこれを実施させなけ

労働災害防止対策の着実な実施をお願いします。

～ 特に、全体の3割を占める転倒災害防止対策の重点実施を！ ～

ればならないこと、作業環境測定を実施するときは、厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従ってこれを実施しなければならず、作業環境測定士は、「個人ばく露測定」のうちサンプリング又は分析の業務であって厚生労働省令で定めるものを行う場合には、厚生労働省令で定める者に補助させることができることとされました。

・作業環境測定法上の「指定作業場」は、安衛法第65条第1項の作業場にうち政令で定めるもの及び同法第65条の3第1項から第3項までの規定により作業環境測定を行う作業場のうち政令で定めるものをいうこととされました。

施行期日については、令和8年10月1日となります。

3, 夏季死亡ゼロ101日運動について

6月1日から9月9日まで運動展開中に皆様方のご理解ご協力のもと取り組みいただき目標を達成することができました。運動期間はいったん終了となりますが、今後も熱中症防止、墜落災害防止、機械設備災害防止、車両系機械災害防止の重点事項に対する取り組み状況を再確認して年間を通じて死亡災害ゼロへの取り組みをお願いします。

4, 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」期間後です

令和7年5月から9月末迄の間は、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」期間となっています。朝晩はだいぶ涼しくなりましたが、日によっては熱中症の発生する危険性が高い状態ともなりますので、各事業場の皆様も、重点取組期間中に実施すべき事項を点検していただくとともに、残り少ないですがキャンペーン期間中には熱中症対策の着実な実施についてお願い申し上げます。

5, 全国労働衛生週間への取り組みについて

10月1日から7日は全国労働衛生週間が展開されます。

本年のスローガンは

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」となっています。



全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など労働

衛生に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として昭和25年から毎年実施されており、今年で76回目になります。

期間中の実施事項については実施要項等をご覧ください、職場で労使が協力して積極的な取り組みをお願いします。

6, 一関監督署受信専用メールアドレスの開設について

事業場の労務管理・安全衛生担当者からの受信専用として

ichinosekirouki@mhlw.go.jp

を開設していますので、是正報告などにご利用ください。



5月から9月は「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」期間です!
～ 熱中症対策を着実に実施しましょう! ～